

防災拠点型地域交流スペースについて

1 地域交流スペースに係る補助制度

(1) 概要

法人が被災要援護者の受入れが可能となる設備等を備えた防災拠点型地域交流スペースを整備する場合に、都が整備費補助を行う。

(2) 要件

「防災拠点型地域交流スペース補助審査基準」(P. 3～4)を満たすこと。

主な事項

ア 要援護者の緊急受入先である防災拠点として地方公共団体（区市町村）が策定する地域防災計画に位置付けられるものであること。（区市町村の意見書必須（P.5））

イ 要援護者の受入れに当たっては、必要な介護・物資等について、行政機関・社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとること。

ウ 一定の面積・設備等を備えること。

a 面積 190㎡以上

b 設備等

- ・要援護者を受入れた際に使用する食料品等を蓄えるための備蓄倉庫（施設入所者用の備蓄とは別に用意する。）
- ・要援護者が使用することができる車椅子に対応したトイレ等（東京都福祉のまちづくり条例上設置が必要なバリアフリートイレとの兼用は不可。）
- ・要援護者の一時的な受け入れに必要な手洗い設備及び簡易な調理設備が設置されていること。

設置に当たっては、平時の利用方法等に加え、利用が想定される要援護者の人数等を十分考慮した上で、面積・数等を設計すること。

問い合わせをする際は、区市町村の特養の担当者を通して問い合わせること。
※法人から直接、区市町村の防災所管に問い合わせはしないこと。

2 面積基準について

従前は整備面積を380㎡以上としていたが、都市部における防災拠点の整備を促進するため、平成24年度から次表のとおり補助の対象となりうる整備面積の最低限度を190㎡以上とするとともに、基準単価を整備面積等に応じて細分化した。

整備区分等	整備面積	基準単価 (単位:円)	適用単位
創設、増築、改築、療養転換創設、療養転換改築	380㎡以上（大規模型）	27,000,000	1件当たり
	190㎡以上（中規模型）	9,000,000	
改修型創設	380㎡以上（大規模型）	20,250,000	
	190㎡以上（中規模型）	6,750,000	

防災拠点型地域交流スペース補助審査基準

通知＝社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について(平成17年10月5日付社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知)

基 準	判 断	現 状	留意事項
1 要援護者の緊急受入先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置付けられるか。(通知Ⅱ 3 (1))	適・否	- 避難所類型 (一次 ・ 二次 ・ その他()) - 地域防災計画の名称 _____ - 計画への位置付けの時期 令和 _____ 年 _____ 月	- 遅くとも開設後最初の計画改定時期までには地域防災計画上の位置付けが見込まれること。 - 避難所としての位置付けは、地域の実情に応じ、区市町村との協議によること。
2 要援護者の受入れに当たっては、協定を締結するなど、必要な介護、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制が得られるか。(通知Ⅱ 3 (2))	適・否	協定の締結先（区市町村は必須） ① _____ ② _____ ③ _____	- 被災要援護者の受入れについて、区市町村と協定を締結すること。 - 地元町会や社会福祉関係機関等とも協定を締結することが望ましい。
3 設備の確保（通知Ⅱ 3 (3)、補助要綱）		地域交流スペースの面積 _____ m²	
(1) 大規模型（380 m ² 以上、30 人以上の受入れを想定。）		想定受入人数 _____ 人	トイレを設けること（東京都福祉のまちづくり条例上設置が必要なバリアフリートイレとの兼用は不可。）。
ア 要援護者を受け入れた際に使用する食料品等を蓄えるための備蓄倉庫が設置されているか。	適・否	備蓄倉庫 _____ 室 _____ m² _____ 人× _____ 日分	トイレは、地域交流スペース内に車椅子に対応した専用のものを設けることが望ましい。
イ 要援護者が使用することができる、車椅子に対応したトイレが設置されているか。	適・否		また、地域交流スペース外のトイレの使用が想定される場合には、ユニット内のトイレを除き、地域交流スペースに近接して十分な数のトイレが設置されていること。
ウ 要援護者の一時的な受入れに必要な手洗い設備及び簡易な調理設備が設置されているか。	適・否	主な備蓄物資 _____ _____ _____ _____	断水、停電も想定した上で、設備・物資を備えること。

防災拠点型地域交流スペース補助審査基準

基 準	判 断	現 状	留意事項
(2) 中規模型（190 m²以上、15 人以上の受入れを想定。） ア 要援護者を受け入れた際に使用する食料品等を蓄えるための備蓄倉庫が設置されているか。 イ 要援護者が使用することができる、車椅子に対応したトイレが設置されているか。 ウ 要援護者の一時的な受入れに必要な手洗い設備及び簡易な調理設備が設置されているか。	適・否 適・否 適・否	・利用可能なトイレの数 (専用) 車椅子対応 室 非対応 室 (共用) 車椅子対応 室 非対応 室 ・手洗い及び調理設備 手洗い 台 調理設備 台 ・その他設備 が 個 が 個 が 個	・備蓄倉庫は緊急時の使い勝手を考慮し、最小限の数にまとめ、収納物資を事業継続計画等により職員に周知すること。
4 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用できるか。（通知Ⅱ 3 (4)）	適・否	・平常時の活用方法 _____ _____ _____ _____	・防災拠点型地域交流スペースは、平常時には多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するために活用すること。ただし、災害時には速やかに要援護者の受入れ体制が確立できる活用方法とすること。例えば、作り付けのテーブルや落下の恐れがある装飾等の設置は、避難生活に必要な空間の確保を阻害する恐れがあるため、防災拠点型地域交流スペースの趣旨に鑑み不適切である。 ・なお、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為など、収益事業に該当する事業の実施については、収益の多寡にかかわらず認められない。

防災拠点型地域交流スペースの整備に関する意見書

1 整備計画（施設全般）の概要	
法人名	社会福祉法人 ○○
施設名	特別養護老人ホーム○○
計画地	○○区○○町一丁目 1 2 3 番 4
施設種別	特別養護老人ホーム
整備種別	創設 どちらかに○
2 整備計画（防災拠点型地域交流スペース）の概要	
区分	大規模型 ・ 中規模型
受入想定人数	○○人
3 ○○区（市町村） 意見欄	
地域防災計画への位置付け	※区市町村の地域防災計画に避難所として位置付けられる見通しについて、その時期、避難所の類型（一次・二次）等について記載すること。
協定の締結	※災害時の要援護者の受入れについて、法人と区市町村との間で、協定を取り交わす見込み、時期、その内容について記載すること。
区市町村意見	※地域の特性、地域における防災拠点の整備の必要性、災害発生時に期待される役割等について区市町村の意見を記載すること。 ※避難スペースの広さ、附属設備（備蓄倉庫、車椅子対応トイレ、手洗い設備、調理設備）の配置等、災害時の緊急受入先として適切であるか、記載すること。

東京都知事 殿

初回ヒアリングまでに提出すること。

令和○○年○○月○○日

○○区（市町村）長

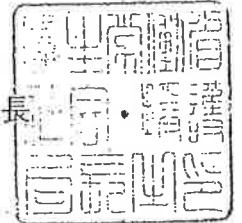
△△△△△

公 印

社援発第1005014号
平成17年10月5日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図る
ためのスペース（地域交流スペース）の整備について

標記については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」により行うこととされているが、その取り扱いに当たっては次によることとし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配意願いたい。

なお、平成13年3月21日社援発第460号「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」は廃止する。



I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備

1 趣旨

社会福祉施設等が在宅福祉の推進を図るため、その機能を十分に発揮できるようにするため、地域に密着した独自の事業を実施するために必要なスペースをモデル的に整備する。

2 対象施設

地域に密着した独自の事業を実施し、または実施を予定している場合であって、このための専用スペースを整備する入所施設（個別にモデル施設として指定）。

3 補助対象

地域に密着した独自の事業を実施する上で必要な専用スペース
(例示)

- ・ ボランティアの情報交換の場・活動拠点等のスペース
- ・ 地域の人々と入所者が交流するための談話等ができるスペース
- ・ 家族・他施設入所者・地域の人々が入所者と泊まれる宿泊室
- ・ その他の地域に密着した独自の事業を実施するためのスペース等

II 防災拠点型地域交流スペースの整備

1 趣旨

災害時における障害者等の要援護者は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが、極めて困難になることが多い。

このため、これら要援護者に対する処遇に関して専門的機能を有する社会福祉施設において、被災要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えた防災拠点型地域交流スペースを整備し、災害時における要援護者の処遇の確保に資するものである。

2 対象事業

I の地域交流スペースの整備に併せて、災害時において避難生活が必要となった障害者等の要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えたスペースを一体的に整備する事業。

3 その他

- (1) 要援護者の緊急受入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。
- (2) 要援護者の受入に当たっては、必要な介護、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。
- (3) 災害時において、要援護者30人程度が一時的に避難生活が可能なスペース及び設備の確保が図られること。
- (4) 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものであるが、災害時には速やかに要援護者の受入れ体制が確立できる活用方法とすること。

III 補助基準単価（I 及び II 共通）

平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金交付要綱」の第2の7の(1)のアの(エ)及びイの(イ)に定めるところによるものとする。